

外国為替取引のリスク 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">外国為替取引のリスク</p> <p>(略)</p> <p>9. 預託された資金</p> <p><u>外国為替の相対取引には、取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客さまが預託される資産は、お客さまの取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当社は、お客さまからお預かりした資産の全てをお客さま名義の信託口座に再預託（区分管理）することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客さまが優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客さまは信託口座に再預託（区分管理）された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることとなります。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">外国為替取引のリスク</p> <p>(略)</p> <p>9. 預託された資金</p> <p><u>当社は、お客さまから預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しておりますが、信託保全はお客さまから預託を受けた証拠金の元本を保証するものではありません。株式会社三井住友銀行は当社から信託された資金の管理のみを行い、当社に代わってお客さまに資金等の支払い義務を負うことはなく、お客さまは株式会社三井住友銀行に対し、直接の資金等の支払い請求を行うことはできません。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>